



火災及び自然災害(地震、風水害等)の被害にあわれた方へ

火災及び自然災害(地震、風水害等)の災害によるひがいを受けられた方は次のような支援等を受けることができます。詳細は、各担当窓口へお問い合わせください。

●日進市役所で手続きするもの(印鑑が必要になります)

| | 項目 | 対象 | 内容 | 担当窓口 | 連絡先 | |
|-------------|-------------------------------|---|---|--------------------------|--------------|---------------------------|
| 税金関係 | 市民税の減免 | 火災、地震、風水害等 | 自己の所有する住宅又は家財への損害の程度及び被災者の課税総所得金額により、災害後に到来する納期に係る納付額のうち8分の1から最高全額を免除 | 税務課 市民税係 | 0561-73-4094 | 罹災証明書必要(コピー) 本人・家族申請必要 |
| | 固定資産税 都市計画税の免税 | 火災、地震、風水害等 | 自己の所有する家屋又は土地への損害の程度により、災害後に到達する納期に納付すべき納付額のうち4割から最高全額を免除 | 税務課 資産税家屋係 資産税土地係 | 0561-73-4098 | 罹災証明書必要(コピー) 本人・家族申請必要 |
| | 国民健康保険税の減免 | 火災、地震、風水害等により家屋等の損害金額が3割以上の場合 | 災害後に到来する6ヶ月以内に納付すべき納付額の100分の20から全額を免除 | 保険年金課 国保年金係 (国保担当) | 0561-73-1420 | 罹災証明書必要(コピー) 本人・家族申請必要 |
| 保険関係 | 国民健康保険一部負担金の免除等 | 火災、地震、風水害等 | 詳細は担当窓口にお問い合わせください | | | |
| | 国民年金保険料の申請免除 | 火災、地震、風水害等により家屋等の損害金額が財産の概ね1/2以上の場合 | 詳細は担当窓口にお問い合わせください | 保険年金課 国保年金係 (年金担当) | 0561-73-1450 | 罹災証明書必要(コピー) 本人・家族申請必要 |
| | 後期高齢者医療保険料の減免 | 火災、地震、風水害等により家屋等の損害金額が2割以上の場合 | 被害を受けた日の属する月から12ヶ月以内の期間における月割によって算出した保険料の額の2分の1から全額を免除 | 保険年金課 後期福祉医療係 | 0561-73-1430 | 罹災証明書必要(コピー) 本人・家族申請必要 |
| | 後期高齢者医療一部負担金の免除 | 火災、地震、風水害等 | 詳細は担当窓口にお問い合わせください | | | |
| | 介護保険料の減免 | 火災、地震、風水害等により家屋等の損害金額が3割以上の場合 | 減免申請があった日の属する月の翌月から起算して6ヶ月の期間に到来する納期に係る保険料額の100分の12.5から全額を免除 | 介護福祉課 介護保険係 | 0561-73-1495 | 罹災証明書必要(コピー) 本人・家族申請必要 |
| 介護給付等の割合の特例 | 火災、地震、風水害等により家屋等の損害金額が3割以上の場合 | 減免申請があった日の属する月の翌月から起算して6ヶ月の期間に係る納期に係る保険料額の100分の9.3から全額を給付 | | | | |
| その他 | 保育料の減免 | 火災、地震、風水害等により家屋等の損害金額が3割以上の場合 | 詳細は担当窓口にお問い合わせください | こども課 | 0561-73-1095 | 罹災証明書必要(コピー) 本人・家族申請必要 |
| | 児童クラブ負担金の免除 | 火災、地震、風水害等により家屋等の損害金額が3割以上の場合 | 負担金額の免除 | 子育て支援課 子育て支援係 | 0561-73-1049 | 罹災証明書必要(コピー) 本人・家族申請必要 |
| | 一般廃棄物処理手数料の減免 | 火災、地震、風水害等 | 災害により生じた一般廃棄物(家庭ごみ等)を被災者自ら処理施設に搬入する場合、処理手数料の減免 ※搬入予定の一般廃棄物については、担当課にお問い合わせください | 環境課 資源循環係 | 0561-73-2883 | 罹災証明書必要(コピー) 本人・家族申請必要 |
| | 就学援助費の支給 | 火災、地震、風水害等 | 詳細は担当窓口にお問い合わせください | 学校教育課 学校教育係 | 0561-73-4145 | 罹災証明書必要(コピー) 本人・家族申請必要 |

●その他の官公署で手続きをするもの

市役所以外にも救済・支援制度があります。詳細については、担当窓口までお問合せください。

| 項目 | 対象 | 内容 | 担当窓口 | 連絡先 |
|-----------|---------------------------------------|---|------------------|--------------|
| 県営住宅への入居 | 火災、地震、風水害等により家屋等の損害し、住居することができない方(世帯) | 県営住宅の空きを利用した短期的な利用が可能 | 名古屋尾張住宅 管理事務所 | 052-973-1791 |
| 災害援護資金の貸付 | 火災、地震、風水害等 | 家屋の修復及び家財の購入に係る経費に対する貸付 | 日進市社会福祉協議会 | 0561-73-4885 |
| 緊急小口資金の貸付 | 火災、地震、風水害等 | 緊急的な生計維持に係る経費に対する貸付 | | |
| 水道料金の軽減 | 火災、地震、風水害等 | 詳細は担当窓口にお問い合わせください 下水道料金も合わせて軽減されます。 | 愛知中部水道企業団 | 0561-38-0030 |

●災害見舞金制度

| | | | | |
|----------|------------|--|----------------|--------------|
| 災害見舞金の支給 | 火災、地震、風水害等 | 建物の被害状況により、10,000～50,000円を見舞金として支給します。 | 地域福祉課 福祉相談係 | 0561-73-1519 |
|----------|------------|--|----------------|--------------|